

福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。
- (6) その他港湾空港局長（以下「局長」という。）が委嘱する事項。

2 委員会では、次の事項について意見聴取を行う。

- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関すること。
- (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。

(委員)

第3条 委員の人数は、5人以下とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから局長が選任する。

- (1) 専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他局長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員は互選により委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、局長が開催する。

(委員会の公開、非公開)

第6条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号、同項第4号及び第2項第2号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。
 - (2) 第2条第1項第2号及び第6号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。ただし、委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。
 - (3) 第2条第1項第3号及び第5号並びに第2項第1号に関する委員会については、非公開とする。
- 2 委員会を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項を公表するものとする。
- 3 第2条第1項第2号及び第6号に規定する事項に関する委員会について、非公開とする場合は、委員会の冒頭において決定するものとする。この場合において、委員会を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 公開による委員会は、委員長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、委員会の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
- 5 委員会に係る傍聴の手続等については、局長が定める。

- 6 委員会は、議事録を作成しなければならない。
- 7 議事録は委員会終了後、速やかに公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員会を非公開で行う場合は、委員その他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(任期)

第8条 委員の任期は4年とする。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。